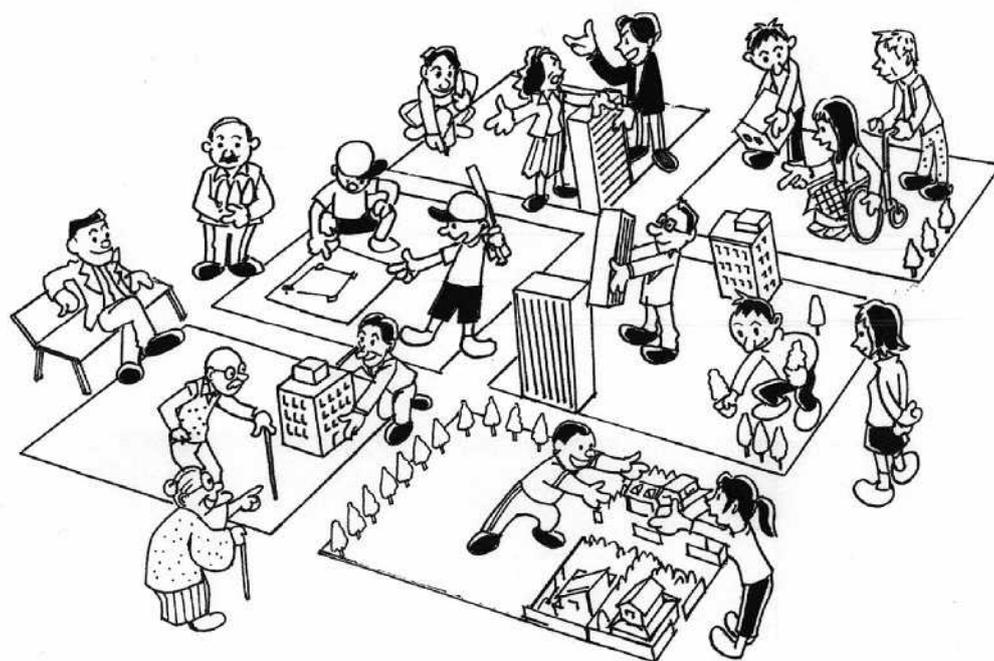


# 平成15年度街づくり年次報告書



2004年4月  
大和市

## はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条（年次報告）の規定に基づいて、協働の街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、主に平成15年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。

構成については、読みやすくするため、フォントや行間などレイアウトに配慮しました。また、報告書という性質上単調になりやすい内容にアクセントをつけるため、平成16年度の事業予定なども掲載しています。

なお、平成14年度から引き続き、本書のほか、市民の関心度に合わせた情報提供を行うために報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめました。

この概要版を市内の公共施設などで配布し、広く情報提供を行っていきます。

### **参考**...条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

# 目次

---

## 第1章 地区計画・建築協定等の活用

- 1．地区計画、建築協定等の活用 (第7条) 2

## 第2章 街づくり組織・計画・協定等

- 2．地域街づくり協議会 (第8条) 2  
3．地区街づくり推進団体 (第10条) 3  
4．その他の街づくり組織 (第20条) 4

## 第3章 開発事業の協議等

- 5．開発事業の協議等 (第13条) 5

## 第4章 市の支援

- 6．地域街づくり協議会への助成 (第16条) 6  
7．情報の提供等 (第18条) 6  
    7-1．街づくりフォーラムやまと2003  
    7-2．街づくりサロン  
    7-3．街づくり学校  
    7-4．その他  
8．街づくり専門家の派遣等 (第19条) 8  
9．市街地開発事業への支援 (第20条) 8  
10．表彰 (第22条) 8

## 第5章 その他

- 11．街づくり推進会議 9  
12．景観形成に関する検討会 9

資料1:地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

資料2:街づくり組織等位置図

資料3:大和市みんなの街づくり条例

---

## 第1章 地区計画・建築協定等の活用

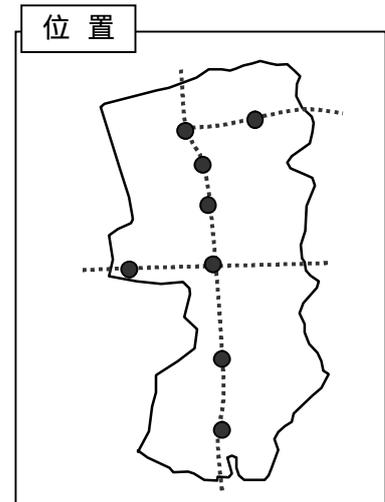
### 1. 地区計画、建築協定等の活用(第7条)

建築協定1地区が締結されました。 **参考** 資料1

#### つきみ野8丁目13番地建築協定

【公告】平成15年4月1日  
【内容】建築物の敷地、位置、形態及び用途など  
【期間】10年  
【背景】従前の建築協定を更新

これまでに建築協定は18地区締結されています。  
地区計画は5地区、街づくり協定が1地区に定められています。



## 第2章 街づくり組織・計画・協定等

**参考** 資料2

### 2. 地域街づくり協議会(第8条)

#### 地域街づくり協議会の活動(1団体)

##### 相模大塚まちづくり協議会

エリア	桜森、上草柳地内周辺4自治会区域(相模大塚北、上草柳西、桜森、扇野)
代表者	会長 前田邦壽
構成員	委員62名(周辺4自治会及び関係団体、企業より選出)
設立時期	平成4年7月
認定日	平成12年6月28日
活動内容	地域街づくり意識の啓発 街づくりの方向性を示す「地域街づくり計画」の策定 ・定例会(役員を中心に具体的な活動を検討)(月1回) ・総会(事業報告・決算報告/事業計画・収支予算・新役員の承認) ・活動のPR(広報紙の発行3回、『ふれあい広場』等への参加) ・「相模大塚まちづくり基本構想(案)」に基づく、詳細計画の策定 ・啓発イベント実施の検討
市の支援	・活動に対する助言等 ・助成については、「6.地域街づくり協議会への助成」を参照 ・専門家派遣については、「8.街づくり専門家の派遣等」を参照
今後の予定	・住民全体の街づくり意識の向上(啓発イベントの実施) ・地域街づくり計画の認定にむけた合意形成

## その他の活動

### つきみ野地域街づくり協議会設立準備会（つきみ野まちづくり委員会）

エリア	つきみ野自治会区域
代表者	会長 伊藤 浩司
構成員	約20名
設立	平成14年7月7日
活動内容	<p>地域街づくり意識の啓発</p> <p>「地域街づくり協議会」設立のための準備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会(役員が中心となり学習会やイベント等の検討や準備)(月1回)</li> <li>・啓発のためのイベント <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラム「みんなの街づくりって何？」</li> <li>・アンケート「つきみ野の街づくりについて」</li> </ul> </li> <li>・活動のPR(設立準備会ニュースの発行4回)</li> </ul>
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年3月の総会にて「つきみ野まちづくり委員会」に名称変更。</li> <li>・つきみ野全体のまちづくりを考える組織として活動。</li> </ul>

## 3. 地区街づくり推進団体(第10条)

### 地区街づくり推進団体の活動(2団体)

#### 南林間南一条通り商店街街づくり委員会(「南林間南一条通り商店街街づくり協定」H11.7.14 認定)

エリア	南一条通りに面している区域(南林間1丁目1番地先より同7番地先まで)
代表者	委員長 宮東 悠
構成員	委員49名
設立時期	昭和63年9月
登録日	平成11年6月18日
活動内容	街づくり協定の管理運営
市の支援	窓口にて街づくり協定の説明・協力依頼

#### 千本桜街づくり委員会(「千本桜地区地区計画」H13.7.16 告示)

エリア	千本桜自治会(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内)
代表者	会長 藤丸 武
構成員	委員23名
設立時期	平成11年4月
登録日	平成11年6月14日
活動内容	<p>「千本桜地区申し合わせ事項」(地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画策定表示看板の設置</li> <li>公園のリフォームにむけた取組み</li> <li>・定例会(活動内容の検討等)(月1回)</li> <li>・市内外公園の視察</li> <li>・公園づくりに関するアンケート実施</li> <li>・活動のPR(広報紙の発行2回)</li> </ul>
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果をもとに、公園づくりのたたき台を作成。さらに、住民の意見を聞きながら最終案をまとめる。(市公園担当課に報告予定)</li> </ul>

#### 4. その他の街づくり組織(市街地開発事業の準備組織)(第20条)

##### 大和駅周辺の再開発事業関連(3団体)

###### 大和駅東側第4街区市街地再開発準備組合

エリア	大和南一丁目8、9、10番地内
代表者	理事長 田代 益廣
構成員	20名
設立時期	平成11年7月8日
活動内容	施設計画案の検討 権利者の合意形成 ・総会(通常総会1回と事業計画変更に伴う臨時総会を1回) ・準備組合の運営等に関する事項を決定するための理事会(9回) ・再開発のしくみの勉強や事業計画案の検討を行う全体会(2回) ・保留床の取得・運用等を行う権利者法人の設立を検討する部会(4回) ・活動のPR(会報の発行3回)
市の支援	・活動に対する助言や施設計画案の調整等 ・助成については、“9.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・施設計画案をまとめ、事業の都市計画決定を目指す

###### 大和駅東側再開発等促進協議会

エリア	大和駅東側プロムナードを中心とした範囲
代表者	会長 臼井 信之
構成員	46名
設立時期	平成2年5月22日
活動内容	街づくりに関する協定の管理 東側各街区との調整 ・まちづくり協定エリア内の建築計画に対する協議を行う管理委員会(1回) ・役員会(東側各街区の状況報告や調整等)(4回)
市の支援	・助成については、“9.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・まちづくり協定の管理、東側各街区との連絡調整

###### 大和中央四丁目地区市街地再開発協議会

エリア	中央四丁目1～3番地内
代表者	代表幹事 天岸 壽昭
構成員	44名
設立時期	平成13年5月20日
活動内容	大和市及び都市基盤整備公団との連絡調整 ・役員会(協議会の進め方の検討等)(5回) ・活動のPR(会報の発行5回)
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	・事業化に向けての都市基盤整備公団との連絡調整

大和市中下鶴間高木土地区画整理組合設立準備会

エリア	大和市中下鶴間字甲一号176番地他
代表者	会長 井上 進
構成員	34名
設立時期	平成11年6月23日
活動内容	<p>土地区画整理組合設立にむけた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会(事業・決算報告/事業計画・収支予算の承認)</li> <li>・役員会(組合設立にむけた事業計画の見直し)</li> <li>・権利者及び大和市等関係機関との調整</li> </ul> <p>区域公告(権利者数の確定)</p> <p>組合設立認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書等を市に提出</li> </ul>
市の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に関する調整等</li> <li>・助成については、“9.市街地開発事業への支援”を参照</li> </ul>
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度初めに組合設立認可をうけ、具体的な事業に着手</li> <li>・アプローチ道路工事</li> <li>・地区計画の内容調整</li> <li>・仮換地指定 など</li> </ul>

### 第3章 開発事業の協議等

#### 5. 開発事業者の協議等(第13条)

「大和市街づくり指導要綱」の事前協議対象物件は、次のとおりです。

年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	
事前協議合計	95	96	93	89	
(内訳)	開発行為	46	39	46	49
	建築行為	28	40	33	31
	ワンルーム	17	17	14	9

要綱に基づき下記の事項について協議をしています。

- ・お知らせ板の設置
- ・近隣住民への説明
- ・最低敷地面積の確保
- ・駐車・駐輪場の確保
- ・緑地等の確保
- ・ごみ停留所の設置
- ・電波障害の防止
- ・下水道の排水施設 など

## 第4章 市の支援

### 6．地域街づくり協議会への助成(第16条)

地域街づくり協議会1団体へ助成を行いました。

相模大塚まちづくり協議会 100,000円

・地域街づくり計画の作成(専門家への謝礼、広報紙の印刷費など)

### 7．情報の提供等(第18条)

「情報の提供と学習への支援」は次のとおりです。

#### 7-1．街づくりフォーラムやまと2003

と き 平成15年9月20日(土) 13:00~16:30

ところ 勤労福祉会館ホール

テーマ 「DO!!(すすめよう)協働の街づくり」~やまとのむかし・いま・みらい~

P R 第10回を記念して、やまとの「むかしの写真」や「未来の絵」などをイオンショッピングセンターに展示

内 容 第10回街づくり賞表彰式、講演「やまとの街づくりむかし・いま・みらい」、  
パネルディスカッション「みんなの声を街づくりに・・・」ほか

来場者 約100名

企画運営 街づくりフォーラムやまと2003実行委員会(会長:中屋秀夫)

・市の呼びかけに集まった9名の実行委員が、毎回3時間に及ぶ会議を重ね、第10回を迎えるフォーラムを盛り上げました。

#### 7-2．街づくりサロン

市役所4階フロアに街づくりの情報基地として開設(平成6年~)

- ・街づくり情報の収集(書籍等約3450点)
- ・街づくりに関する情報提供、相談の場
- ・ホームページ上の「やまと街づくりサロン」による街づくり関連の情報提供

#### 7-3．街づくり学校

専修コース 「街並み景観を考える」

と き 平成15年7月~8月(全4回)

ところ 大和駅周辺再開発事務所会議室

参加者 9名

内 容 講義、グループワーク、発表・ディスカッション等を通して、街並み景観とデザインの手法を学びながら、大和の景観づくりについて、みんなで考えました。

	とき	テーマ	講師
1	H15.7.12	街づくりと景観	鈴木俊治（ハーツ環境デザイン）
2	7.19	街並みの景観づくり	菅 孝能（山手総合計画研究所）
3	8. 2	街並みデザイン実習	
4	8. 9	ディスカッション「大和の景観づくりについて考えてみる」	志村直愛 （関東学院大学工学部非常勤講師）

（これまでの開催内容）

H 9 年度 = 入門編第一期

H 1 0 年度 = 入門編第二期、実践編第一期

H 1 1 年度 = 入門編第三期、専門編第一期(景観)

H 1 2 年度 = 入門編第四期、実践編第二期

H 1 3 年度 = 入門編第五期、専門編第二期(景観・防災)

H 1 4 年度 = 入門編第六期

## 7 - 4 . その他

### どこでも講座 「まち」すてき発見

生涯学習センターからの依頼により小学生を対象に講座を開きました。

と き 平成15年11月4日（火）

対 象 中央林間小学校5年生（3クラス：約100名）

内 容 クイズ形式でまちの成り立ちやルールについて学んだり、まちのよい事例をスライドで紹介しながら、自分たちのまちについて楽しく学習しました。

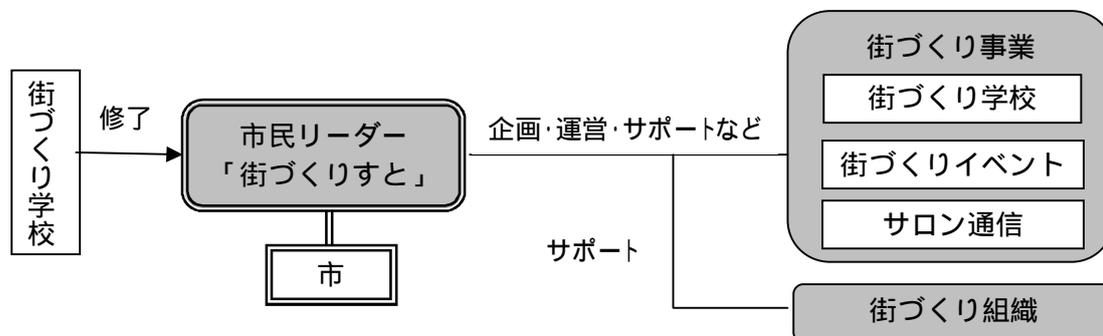
### お知らせ

#### 街づくり学校修了者を市民リーダーとして活用

協働の街づくりを推進するために、平成16年度から街づくり学校修了者の中から市民リーダー（街づくりすと）の育成を行います。

対象は、街づくり学校参加者や街づくり組織活動者など街づくりへの関心が高く、実践を行っている方です。

街づくり学校を修了した方の中から、本人の申し出により「街づくりすと」に登録。登録された方は、市と協働により街づくり事業の企画運営・サポートや街づくり組織へのサポートを行います。



## 8. 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり組織や市が主催する街づくり学校などへ13回派遣しました。

### 専門家派遣状況

派遣先	派遣内容	回数
市	街づくり学校専修コースの講師	4回
	公共施設の庁内デザイン調整 (南林間駅前整備・図書館改修・草柳保育園改修)	3回
地域街づくり協議会	相模大塚まちづくり協議会の地域街づくり計画策定にむけたアドバイス等	6回

相模大塚まちづくり協議会への派遣に関する費用は、協議会の活動費から支出しました。

## 9. 市街地開発事業への支援(第20条)

市街地開発事業を目指す準備組織3団体に運営経費等の助成を行いました。

大和駅東側第4街区市街地再開発準備組合 340,000円  
・会議費、視察費等の運営経費

大和駅東側再開発等促進協議会 92,000円  
・会議費、まちづくり管理委員会運営経費

大和市中鶴間高木土地区画整理組合設立準備会 362,000円  
・会議費、区域決定のための調査・測量費

## 10. 表彰(第22条)

### 第10回街づくり賞

13件の応募の中から下記の6件が受賞しました。表彰は、街づくりフォーラムにて行いました。

#### 第10回街づくり賞表彰事例

##### まちのグッドデザイン賞

- ・「セ・パルレ中央林間」(中央林間)
- ・「まごころ地域福祉センター」(柳橋)
- ・「南林間むつみ公園」(南林間)

##### まちのアクセサリ賞

- ・「門前入口の庭園風通路」関水邸(福田)
- ・「枕木の暖かさ」渡辺邸(つきみ野)
- ・「ガラスと松のファサード」聖セシリア女子短期大学1号館(林間)

## 第5章 その他

### 11. 街づくり推進会議

街づくり推進会議は4回開催されました。

#### 会議内容

	と き	内 容
第1回	4月11日	「審議会等の公開について」 「年次報告書について」
第2回	7月16日	「第10回街づくり賞選定」
第3回	10月8日	「景観形成に関する検討について」
第4回	3月22日	「景観形成検討会中間報告について」

街づくり推進会議は、街づくりに関する重要事項について調査審議することを目的に設置された審議機関です。知識経験を有する者、地域街づくり協議会の代表者、関係団体の代表者、公募市民などの11名で構成されています。

#### 街づくり推進会議委員(任期：平成15年4月1日～17年3月31日)

秋山千恵美(知識経験委員)	鈴木 譲 (関係団体委員)
阿部里永子(公募委員)	中林一樹 (知識経験委員：会長)
河崎民子 (関係団体委員)	橋本吉宣 (関係団体委員)
小杉皓男 (公募委員)	横溝保男 (公募委員)
古谷田文隆(地域街づくり協議会代表者)	吉田洋子 (知識経験委員)
志村直愛 (知識経験委員：職務代理)	(50音順 敬称略)

### 12. 景観形成に関する検討会

良好な景観を形成する上で必要となる制度・体制等を検討するために、専門家・関係団体・市民で構成される「景観形成に関する検討会」を設置しました。検討会は5回開催されました。

#### 会議内容

	と き	内 容
第1回	8月27日	「検討会の役割について」
第2回	10月14日	「景観形成に関する基本的な方針の検討」
第3回	12月10日	「市民アンケートの結果報告」 「大和市の景観のあるべき姿の検討」
第4回	1月26日	「基本的な方針(中間報告)の検討」
第5回	2月26日	「中間報告素案の検討」

(委員名簿次ページへ)

今後は、市民の意見を聴きながら、景観に関する有効な手法や実効的な取組みを検討し、16年度中に市長に提言を行います。

景観形成に関する検討会委員(任期：平成15年8月27日～17年3月31日)

相原 聡(専門家委員)	小杉皓男(市民委員)
麻生龍雄(専門家委員)	志村直愛(専門家委員)
池田勝彦(市民委員)	鈴木 譲(事業者)
小川政男(市民委員)	成瀬房子(市民委員)
河崎民子(関係団体委員)	橋本吉宣(関係団体委員)
窪田亜矢(専門家委員)	(50音順 敬称略)

## 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

## 地区計画

	名称	告示日	背景
1	渋谷北部地区地区計画	H 6. 1.28	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
2	南林間西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
3	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
4	渋谷南部地区地区計画	H11. 1.22	〃
5	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため

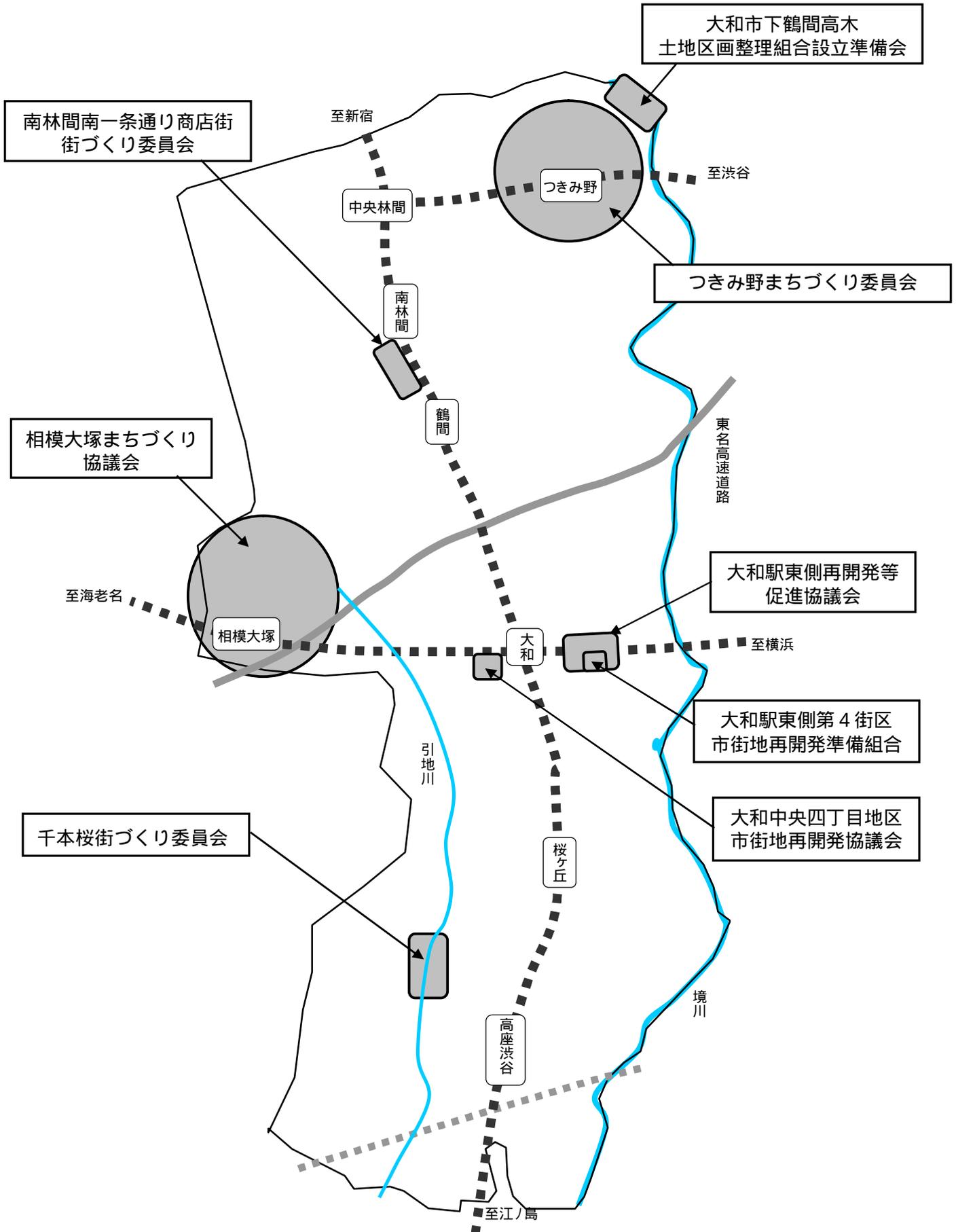
## 建築協定

	名称	公告日(期間)	背景
1	相鉄上和田第3地区建築協定	H10.11. 2(10年)	地元発意による住環境保全のため
2	つきみ野6丁目8番地建築協定	H12.12.11(10年)	〃
3	つきみ野6丁目第1建築協定	H13. 6.11(10年)	〃
4	つきみ野6丁目6番地建築協定	H13. 7. 3( 5年)	〃
5	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	〃
6	大和柳橋建築協定	H 7.12.19(10年)	分譲宅地開発のため
7	つきみ野6丁目7番地建築協定	H13.12. 7( 5年)	地元発意による住環境保全のため
8	つきみ野6丁目9番地建築協定	H 8. 8.29(10年)	〃
9	つきみ野7丁目第2建築協定	H 8. 8.29(10年)	〃
10	つきみ野7丁目第1建築協定	H 8.11. 1(10年)	〃
11	プリオールタウン南林間6丁目建築協定	H 8.12 .4(10年)	分譲宅地開発のため
12	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H 9. 7.10(10年)	地元発意による住環境保全のため
13	つきみ野6丁目5番地建築協定	H10.10. 2(10年)	〃
14	西鶴間8丁目建築協定	H12. 5.23(10年)	分譲宅地開発のため
15	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境を維持増進のため
16	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため
17	つきみ野8丁目13番地建築協定	H15.4. 1(10年)	地元発意による住環境保全のため

## 街づくり協定

	名称	締結日	認定日	背景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 6.22	H11. 7.14	地元発意による商業活性化のため

# 街づくり組織等位置図



## 目次

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 地域街づくり協議会(第8条・第9条)
- 第3章 地区街づくり推進団体(第10条・第11条)
- 第4章 街づくり協定(第12条)
- 第5章 開発事業(第13条~第15条)
- 第6章 街づくりへの支援(第16条~第22条)
- 第7章 雑則(第23条・第24条)
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

## (基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

## (市民の責務等)

第4条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## (市の責務)

第6条 市は、基本理念のっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念のっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念のっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

## (地区計画、建築協定等の活用)

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画(法第12条の4

第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。)、建築協定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。)及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

## 第2章 地域街づくり協議会

## (地域街づくり協議会)

第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

- (1) その構成員が住民等であること。
- (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## (地域街づくり計画)

第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりに推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

- 2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## 第3章 地区街づくり推進団体

## (地区街づくり推進団体)

第10条 市長は、地区の街づくりに推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

- 2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

## (地区街づくり方針)

第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりに推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

- 2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

#### 第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

#### 第5章 開発事業

(開発事業の協議等)

- 第13条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。
- (1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの
- (2) 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例(平成9年大和市条例第9号)第2条第1号に規定する中高層建築物の建築
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。

(勧告)

- 第14条 市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

- 第15条 市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かなければならない。

#### 第6章 街づくりへの支援

(地域街づくり協議会への助成)

- 第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推進団体への助成)

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

- 第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

- 第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

- 第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

#### 第7章 雑則

(年次報告)

- 第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する

別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例(平成10年大和市条例第7号)の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内
-------------	--	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(省略)

平成15年度街づくり年次報告書

---

発行 大和市

編集 大和市 都市部 都市整備課 街づくり推進担当

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

TEL. 046-260-5483

FAX. 046-264-6105

E-Mail [t-seibi@gov.city.yamato.kanagawa.jp](mailto:t-seibi@gov.city.yamato.kanagawa.jp)

URL <http://www.city.yamato.kanagawa.jp/t-seibi/index.htm/>

発行日 平成16(2004)年4月

---